# 第2次島田市総合計画の策定に関する基本的な方向性(案)

## 1. 策定の主旨

平成20年度に策定した島田市総合計画基本構想(平成21年度~平成29年度)及び、後期基本計画(平成26年度~平成29年度)が期間満了することから、この計画を引き継ぐ、第二次島田市総合計画(前期基本計画)を約2か年かけて策定する。

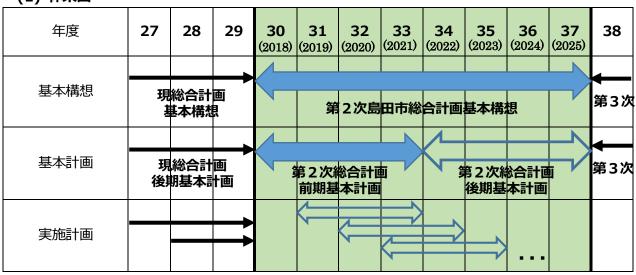
社会情勢や人口動態、地域経済の状況や財政状況を分析し、成熟型社会の中で目指すまちづくりの目標や島田市の根幹となる政策大綱を盛り込んだ平成30年度から平成37年度までの8年間の計画とする。

計画期間内には、2020年東京オリンピックの開催、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題といった、国、地方双方にとって力が試されるヤマ場を迎える。市が挑む強い意志をこの計画に込めていく。

# 2. 第2次島田市総合計画の体系

第2次島田市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画をもって構成する。

#### (1) 体系図



#### (2) 個別説明

#### ・基本構想

島田市の平成37年度(2025年)における目指す将来像とそれを実現させるための政策の大綱を示すもの

・基本構想の期間 平成30年度~平成37年度(2018年~2025年)

#### ・基本計画

基本構想に掲げる目指す将来像を達成するため、また市長マニフェストの実現を目指すため、 政策の大綱に基づいて、根幹的な事業方針を明らかにする。また、各地域が目指すべき地域づく りの方針なども明確にしていく。

## ・基本計画の期間

前期基本計画 平成30年度~平成33年度(今回策定)

後期基本計画 平成34年度~平成37年度

#### ・実施計画

基本計画に示された根幹的な事業方針の具体的な実施内容を明らかにするもので、事業名、事業内容、事業費等を明記した計画とする。さらに、予算編成や人事配置、機構改革など市の効率的な経営に活かしていく。

#### ・実施計画の期間など

第2次総合計画策定後の計画初年度から策定していく。

計画期間は3年間とし、毎年度ローリングする。

# 3. 策定スケジュール (案)

		7V ( <del>X</del> )	T		,
	総合計画審議会	市民意見の聴取	総合計画 策定委員会	専門部会	事務局
	島田市総合計画	市長が全自治会	島田市総合計画	庁内部課長で専	業務委託により
	審議会条例に基づ	を巡る「車座トー	策定委員会規則に	門部会を組織し、	社会情勢等の調査
	き、平成28年2月	ク」での意見を参	基づき、市長を委	状況分析や施策の	や市民意識調査を
\ <del>\</del>	に市長から諮問を	考にするほか、夕	員長に副市長、教	基本的方向性を打	実施し、計画の根
<u>キ</u>   な	受け、答申に向け	ウンミーティング	育長、各部長で組	ち出すなど、計画	拠付けを行いなが
主な役割	て、計画素案の継	や地域団体、事業	織し、専門部会、	素案作成のための	ら、計画素案を作
古り	続的な審議を行	者等とのヒアリン	事務局が作成した	基礎資料を協議し	成していく。
	う。	グにより意見を収	計画素案の検討を	ていく。	最終原案につい
		集し、計画素案に	行っていく。		てパブリックコメ
		盛り込む。 ——			ントを実施する。
H <sub>28</sub>					
2	審議会開催	車			
		車 			
4		1	委員会開催     (策定方針)	│ 基本構想策定に│ │ 係る	
6	審議会開催	<b>」</b> ク	(水足71並1)	黒題認識	市民意識調査
8		事業者		方向性確認	
10	審議会開催	- 団体等 □ 団体等 □ ロケック □ ロケック □ ロケック □ ロケッション □ ロケッション □ ロケッション ロケー			
12				基本構想素案の	→ 基本構想素案の → → 文案調整
12			開催	取りまとめ	人 未
H <sub>29</sub>	審議会開催		基本構想案の		
2			検討		
4	審議会開催				
5		基本	構想原案の取りまと	: <b>න</b>	
6	審議会開催			基本計画関係施	基本計画関係施
7				策の調整	策に関する事業 日 調整
-		タウンミーティ -	委員会随時開催		
8	審議会開催	ングの開催			
9			基本計画素案の 検討		□ 基本計画関する □ 文案調整
10	審議会開催				
11		基本i	計画原案の取りまと	め	
12	審議会開催	パブリックコメ - ント			パブリックコメ
H <sub>30</sub>					
1	審議会開催 (答申)				
2					議会対応
3					

# 4. 策定体制

# ~島田市総合計画審議会の位置づけと役割~

島田市総合計画審議会は、「島田市総合計画審議会条例」により、市長の附属機関として 設置されている組織で、今回の第二次島田市総合計画(基本構想+前期基本計画)の策定に 関する調査審議及び答申に関する事務を担当します。

具体的には、計画素案について説明を受け、専門的な見地から内容などについて審議していきます。

当審議会は、平成28年2月9日、市長からの委嘱をもって委員15名で組織されました。 なお、当審議会委員の任期は、最終的な計画原案を島田市長に答申を行う平成30年2月 頃までを予定しております。

●市民・総合計画審議会・島田市議会・行政との関係図(策定体制図)

